●●●●●（団体名）　団体規約【例】

第１章　　総　則

（名称）

第１条　本クラブは、●●●●●（以下「本クラブ」という）と称する。

（所在地）【事務局の拠点は上越市内】

第２条　本クラブの事務局は、上越市●●区●●町●●番●●号に置く。

（目的）

第３条　本クラブは、●●●～●●●することを目的とする。

（活動内容）

第４条　本クラブは、第３条に定める目的に従い、次に定める活動を行う。

(1) ●●●～●●●

(2) ●●●～●●●

(3) その他、本クラブの目的を達成するために必要と認められること

第２章　　会　員

（入会資格）【団体の実態に応じて対象を示す】

第５条　本クラブに入会できる者は、第３条の目的に賛同し、本規約に同意する中学生とする。

（入会手続き）【団体の実態に応じた手続き手順】

第６条　本クラブに入会を希望する者は、所定の申込書を事務局に提出し、代表の承認により本クラブの会員となる。

（会費）【団体の実態に応じた会費の設定、会費の取り扱い】

第７条　会員は、月額●●●円の会費を納入しなければならない。

２　納入した会費は返還しない。ただし、代表がやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りでない。

（休会と退会手続き）【団体の実態に応じた手続き手順、会費の取り扱い】

第８条　会員が休会しようとする時は、その事由を役員に説明し、代表の承認を得るものとする。休会しようとする会員は、休会する日の属する月まで会費を納めることとする。

２　会員が退会しようとする時は、退会希望日の１月前までに役員に申し出て、代表の承認を得るものとする。退会しようとする会員は、退会希望日の属する月まで会費を納めることとする。

（禁止事項）【団体の実態に応じた禁止事項】

第９条　会員および保護者は、次の各行為を行ってはならない。

　(1)　本クラブの秩序・風紀を乱す行為

　(2)　本クラブの名誉または利益を害する行為

　(3)　本クラブを利用した宗教団体、政治団体等、各種団体への勧誘

　(4)　会員および保護者への営利目的の勧誘および一切の活動

（会員資格の喪失）

第１０条　会員の資格は、中学校卒業【団体の実態に応じて】、退会、除名、死亡によって喪失する。

（除名）【組織的に判断ができるようにする】

第１１条　会員が次のいずれかに該当するときは、【例】役員会の協議により、除名することができる。

　(1)　会員が第５条の要件に満たないとき

　(2)　会員および保護者が第９条の禁止事項を行ったとき

第３章　　組　織

（役員）【団体の実態に応じた役員、選出方法】

第１２条　本クラブに、次の役員をおく。

　(1)　代表　　　　　　１名

　(2)　副代表　　　　　若干名

(3)　事務局員・会計　若干名

（4） 監事　　　　　　若干名

２　代表は、指導者及び保護者の中から互選により選出する。

３　副代表及び事務局員・会計は、指導者及び保護者の中から代表が指名する。

４　監事は、総会で保護者の中から選任し、代表が委嘱する。

（職務） 【団体の実態に応じた職務内容】

第１３条　代表は、本クラブを代表し、活動全般の統括をする。

２　副代表は、代表に事故あるとき又は、代表が欠けたときは、その職務を代行する。

３　事務局員・会計は、本クラブの庶務および会計を処理する。

４　監事は、本クラブの会計、経理の事務を監査する。

（任期）【団体の実態に応じた任期】

第１４条　役員の任期は●年とする。ただし、再任は妨げない。

２　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（指導者）

第１５条　本クラブの指導者は主旨に賛同する者とし、会員の指導にあたる。

第４章　　会　計

（経費）【団体の実態に応じた内容】

第１６条　本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 入会金

(3) その他の収入

（会計）

第１７条　本会の会計期間は、毎年●●月●●日に始まり、翌年▲▲月▲▲日に終わる。

（支出）

第１８条　本会の経費は予算の範囲内において、会計により支出するものとする。

２　本会の会計に関し、必要な事項は、代表が別に定める。

第５章　　会　議

（総会）【議事等は組織運営の透明性を確保するもの】

第１９条　本クラブの総会は、毎年１回開催し、次の事項を承認または決定する。

　(1)　活動報告および会計報告

　(2)　活動計画および予算案

　(3)　その他、本クラブの活動に関する重要な事項

２　総会は、代表が招集する。

３　総会は、会員の保護者の２分の１の出席（委任状を含む）を定足数とする。

４　総会の議決は、出席者の過半数によるものとする。

（【例】役員会）【組織的にクラブ運営ができるような執行機関を担うもの】

第２０条　クラブの運営上必要な事項を協議するため、【例】役員会を設置するものとし、次の役員により構成する。【団体の実態に応じた構成員、組織名】

(1) 代表

(2) 副代表

（3）事務局員・会計

第６章　　事故対応

（事故の責任）

第２１条　活動中の会員同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任は本クラブにある。

２　会員同士のトラブルは本クラブで対応する。

３　会員は、本クラブの活動に際して、指導者等の指示および本クラブの諸規則に従って行動するものとし、これに違背して災難・傷害、その他の事故が発生しても、本クラブおよび指導者等に対し、何ら損害賠償を請求しない。

（保険の加入）

第２２条　会員は、本クラブへの入会とともに、【例】スポーツ安全保険に加入しなければならない。

２　【例】スポーツ安全保険の加入手続きは本クラブ事務局で行う。

（負傷時の処置）

第２３条　本クラブでの活動中・移動中における事故・怪我については次のとおり対応する。

(1)　応急処置は本クラブで行う

(2)　怪我の程度により、医療機関に搬送し、会員の保護者等へ連絡する

　(3)　補償については、加入している【例】スポーツ安全保険の約款どおりとし、この対象範囲内のみで対応する

　(4)　【例】スポーツ安全保険未加入者の事故については、一切の責任を負わない

第７章　　雑　則

（写真・映像の使用）

第２４条　本クラブの活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとし、本クラブの広報活動や活動記録のための各種媒体や取材、資料などへの使用に対して、入会の際に了承したものとする。

（その他）

第２５条　本規約に定めるもののほか、運営上必要な事項は、代表が【例】役員会に諮って別に定める。

附　則

本規約は令和●●年●●月●●日から施行する。

●●●●●（団体名）　内規【ここでの項目を規約等に定めることも可、規約等とは別に内規として示すことも可】

（趣旨）

第１条 この内規は、●●●●●（団体名）（以下「本クラブ」という。）の運営等について、本クラブ規約に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（指導者謝金）【団体の実態により設定】

第２条　指導者等に対する謝金（以下「謝金」という。）は、実績に基づき、予算の範囲内において、本クラブが支払うものとする。

２　謝金は次のとおりとする。【支払われる役職等は団体の実態による】

　(1)　代表、副代表、指導者　１時間あたり●●●円

　(2)　上記以外の指導者等　　代表が必要と認める額

（保険の加入）【指導者の保険料の負担については、団体の実態による】

第３条　本クラブの活動に従事する指導者は、【例】スポーツ安全保険に加入する。保険料は本クラブが負担する。

（委任）

第４条　この内規に定めるものほか必要な事項は、代表が別に定める。

附　則

この内規は、公布の日（令和●●年●●月●●日）から施行する。